

2022年8月17日
JP エネルギー株式会社

**2022年8月3日からの大雨により被災されたお客さま
に対する電気料金等の特別措置を実施します。**

— 料金の支払期日等の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

2022年8月3日からの大雨により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の被害により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の対象地域（2022年8月9日時点）

<災害救助法が適用された市町村（※1）>

■災害救助法適用日：8月3日

山形県：米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高畠町、
東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町
新潟県：村上市、胎内市、岩船郡関川村

■災害救助法適用日：8月4日

石川県：金沢市、白山市、小松市、加賀市、野々市市、能美市、能美郡川北町
福井県：南条郡南越前町

■災害救助法適用日：8月9日

青森県：弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、
西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、
南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

<災害救助法が適用された市町村の隣接市町村（※1）>

■災害救助法適用日：8月3日

宮城県：刈田郡七ヶ宿町
山形県：山形市、鶴岡市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、
西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、最上郡大蔵村
福島県：福島市、喜多方市、耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町
新潟県：新発田市

■災害救助法適用日：8月4日

富山県：小矢部市、南砺市

石川県：河北郡津幡町、河北郡内灘町

福井県：坂井市、越前市、敦賀市、大野市、あわら市、勝山市、丹生郡越前町、
今立郡池田町

■災害救助法適用日：8月9日

青森県：青森市、黒石市、十和田市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村

秋田県：大館市、鹿角郡小坂町、山本郡藤里町、山本郡八峰町

(注) ※1 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

災害救助法適用範囲(内閣府 HP)：

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容および申込み方法

当社と電気のご契約を頂いている被災されたお客さまに対し、以下の特別措置を適用します。

1. 電気料金の支払期日(※2)の延長

2022年7月(支払期日が災害救助法適用日※3以降のものに限る。)、8月、9月、および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

3. 工事費負担金(※4)の免除

2023年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

4. 臨時工事費(※4)の免除

2023年2月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2023年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

6. 諸工料（※4）の免除

2023年2月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※2 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※3 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

※4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、以下の当社お客様センターまでお申込みください。

以上

JP エネルギー株式会社

連絡先：050-3160-8479（お客さまセンター）

 **JP ENERGY**